

各都道府県知事 殿
各救助実施市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）

令和4年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、災害による被害が相次いで発生しているため、本年度においても引き続き、平時からの準備も含め、災害発生時にあっては下記について適切に対応をお願いします。

また、関係部局及び都道府県内市町村に周知し、被災者支援に万全の対応を実施していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. クラウド型被災者支援システムの活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について

（1）被災者支援手続におけるデジタル技術の活用等

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続を迅速に行う必要があります。そのため、手続の実施に当たっては、被災者支援に係るシステムによる被災者台帳の作成やマイナポータル（官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスのこと）を活用した電子申請、マイナンバーを活用した住民票等の添付不要化など、被災者の早期の生活再建に資するよう、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討していただくようお願いします。

① クラウド型被災者支援システムの整備・活用について

内閣府では、被災者台帳の作成等の被災者支援手続に関する機能を備えた「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度に構築しました。

本システムでは、災害時に住民情報と被災情報とを連携させて被災者台帳を作成することが可能になり、被災者一人ひとりの状況を把握し、きめ細かな支援を行う災害ケースマネジメントにも活用できます。

また、住民がマイナポータルを活用して行った罹災証明書等の電子申請について、システム上で申請情報を確認し、被災者台帳に申請情報を自動反映することや、罹

災証明書等のコンビニ交付が可能となるなど、災害時の行政事務の効率化や被災者の利便性向上を図ることができます。

さらに、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成支援の機能等も備えており平時からの行政事務の効率化にもつながります。

加えて、平時に避難所の登録を行うと、発災時に被災者が避難所に避難をした際、マイナンバーカードを用いて入退所管理ができ、避難者名簿を作成することができます。その上、被災者台帳、避難行動要支援者名簿・個別避難計画、避難者名簿はリンク付けされており、被災者ごとにこれらの情報を閲覧できるため、繰り返し被災者にヒアリングすることなく被災者支援を行うことができます。

本システムはクラウド上に構築されているため、これから被災者支援に係るシステムを導入する地方公共団体については、導入や運用に係るコストや事務負担を低減することができます。また、導入経費等について緊急防災・減災事業債等の地方財政措置が講じられています。令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において運用を開始しますので、各地方公共団体におかれては、本システムを積極的に活用していただくようお願いします。

<クラウド型被災者支援システムに関する説明会>

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

② 被災者支援に係るマイナポータルの活用について

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータルを活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金及び被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、マイナポータルを通じて、被災者支援制度の周知及び申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルの積極的な活用をお願いします。

<被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン>

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html>

③ 被災者生活再建支援金の手続における住民票等の添付不要化について

被災者生活再建支援金の申請手続については、申請書にマイナンバーを記載することにより、住民票の添付が不要となっていますので、この点について引き続き積極的な活用をお願いします。（「被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金

の支給に関する事務における情報連携開始について」令和2年7月20日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）

また、市町村が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する罹災証明情報を含む特定個人情報情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第9条第2項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、マイナンバーを利用して罹災証明情報を含む特定個人情報情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となります。（『「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について』令和元年5月31日付け府政防第113号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））

このような取組により、被災市町村の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、申請者の負担軽減にもつながりますので、マイナンバーを利用した住民票の添付不要化や罹災証明情報の庁内連携を円滑に行うことができる体制を構築いただくとともに、積極的な活用をお願いします。

（2） 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

内閣府では、災害対応を行う地方公共団体等が抱えるニーズと、民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の全国展開等を行うため、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）を設置しています。その一環として、マッチングサイトを運営するとともに、マッチングセミナーを令和3年8月（第1回）、同年11月（第2回）、令和4年2月（第3回）に開催しました。

マッチングサイトでは、地方公共団体等は自団体が抱える防災上の課題やニーズを、民間企業等は自社が保有する防災に有用な技術を、それぞれ登録することができます。登録された技術やニーズは、合致しそうなニーズや技術と自動的にマッチングされるほか、災害フェーズや災害種別等の条件を絞って自由に検索することも可能です。

マッチングセミナーでは、地方公共団体に実際に導入されている先進技術の事例紹介や、民間企業等と地方公共団体とが一对一で直接、自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる個別相談会を実施しています。

これらの取組により、地方公共団体等が先進技術を知る機会の提供や、民間企業等による地方公共団体への技術の紹介及び地方公共団体による企業への課題の共有がなされ、新たな導入事例の契機となっています。

今回のマッチングセミナーは、令和4年6月に新潟県で、現地とオンライン（Zoom）併用で開催する予定です。マッチングセミナーの案内や参加登録はマッチングサイト等でお知らせします。マッチングサイトへのご登録がお済みでない地方公共団体におかれは、登録を検討していただくようお願いします。

<マッチングサイトの URL>

<https://www.bosaitech-pf.go.jp/>

<令和4年度予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）>

https://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r4_yosan_1224.pdf

2. 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで通知等を発出し、助言を行ってきたところですが、今後も引き続き、平時の事前準備及び災害時の対応を徹底していただくようお願いします。

これまでの通知等について、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策 関連情報」に掲載しています。

<https://www.bousai.go.jp/index.html>

災害が発生し、避難所を開設する際には、

- ア) 避難者の健康管理（受付時の問診・検温の実施、その後の健康状態の確認等）
- イ) 避難所の衛生管理（マスク、消毒液の用意等）
- ウ) 避難者スペースの十分な確保（テープ、パーティション、テント等を利用した区画等）
- エ) 発熱者等への対応（専用スペース、区分した動線、専用トイレの確保等）

等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策の視点も踏まえ、安全な親戚、友人宅等への避難の検討とともに、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所の確保が重要です。事前にホテル・旅館等との協定の締結や、災害発生時等における具体的な対応に関する事前調整を行うなどの準備をお願いします。要配慮者等を優先的に避難させるようにし、避難が長期にわたると見込まれる場合には健康な人等を含め、検討をお願いします。

3. 避難所における良好な生活環境の確保

（1） 避難所の良好な生活環境の確保

避難所において良好な生活環境を確保することは、被災者の健康を維持し、災害関連死を防ぐ上で重要です。このため、以下のような取組について、平時から十分に準備し、対策を講じていただくようお願いします。その際、民間事業者を積極的に活用することとし、食料の提供や備品・設備の確保、物資輸送等に関する協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう準備する取組をお願いします。

ア) 避難者の十分なスペースの確保

避難所のスペースは、避難所において確保するだけでなく、安全な親戚・知人宅への避難も呼びかけることにより、十分に確保すること。

イ) 避難所運営体制の確立

あらかじめ避難所の運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織・ボランティア等との間で、平時から避難所運

営委員会（仮称）を設置し、避難所運営会議を開催するなど日頃からの協力関係を構築しておくこと。

ウ) 避難所の衛生的な環境の維持や避難者の健康管理

保健福祉部局や保健所等と連携し、十分な体制を確保すること。

エ) 避難所の利用計画の作成

施設の管理（所有）者と調整し、感染症対策も考慮した、避難所内の空間配置図、レイアウト図などをあらかじめ作成すること。

オ) 温かい食事の提供等

温かい食事の提供や栄養管理について考慮すること。地域やボランティアによる炊き出し、企業による弁当の提供等の協力について協定を締結しておくなど、具体的な方法を事前に準備しておくこと。

カ) トイレの十分な確保・適切な管理

トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

キ) 段ボールベッド等の導入

寝床について、床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されることから、段ボールベッド等の簡易ベッドを導入すること。

ク) 冷暖房設備の確保

暑さ寒さ対策として、平時から冷暖房設備の確保に取り組むとともに、熱中症対策を行うこと。

ケ) プライバシーの確保

防犯のため、見通しを確保することに留意しつつ、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設けることなどの対策を行うこと。

コ) 女性や子供に配慮した避難所運営

避難所の責任者や避難者による自主的な運営組織に女性が参画し、女性や子供のニーズについて意見が反映できる環境を確保して対策を講じること。

サ) 被災者自らが情報収集できる手段の提供

①ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器を確保するとともに、②携帯電話やスマートフォンを避難所で充電できるよう、非常用電源等の確保に加え、避難者に充電ケーブルを持参することを呼びかける取組などを含め行うこと。

シ) 防災機能設備等の確保

非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等について、①平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる容量や個数などを検討し、充実強化を推進するとともに、②防災機能設備等を保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる協力を得られるよう準備しておくこと。

<参考>

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定） 内閣府（防災担当））
- ・「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定） 内閣府（防災担当））
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定） 内閣府（防災担当））
- ・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定） 内閣府（防災担当））
- ・「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和 4 年 1 月 13 日付け府政防第 209 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

（２） 避難所外避難者を含めた被災者の支援

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅や親戚・知人宅等への避難を促しており、こうした避難所外避難者に対しても、物資の提供や安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受渡しについて、避難所外の地区の拠点において消防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会や保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切に対応していただくようお願いします。

また、避難所の受付窓口では、必要に応じ、被災者に関するアセスメント調査票（※）を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることも検討してください。

- （※） 「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和 2 年 5 月 7 日付け事務連絡厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

（３） 指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設について

内閣府では、全国の地方公共団体における指定避難所について、立地状況等に関する調査を実施し、「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和 4 年 1 月 13 日付け府政防第 209 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））を通知しています。

特に、指定避難所の指定や、平時における準備、災害発生時の開設等に当たっては、施設の立地状況等に留意の上、安全性に十分に配慮して実施してください。

（４） 避難所の開設や運営に関する訓練等の実施について

内閣府では、令和 3 年度、自治体に対する避難所運営に関する研修の実態調査（※）を行いました。この中で、都道府県では 87%、市町村では 53%が避難所運営に関する

研修を行っており、研修の内容としては、避難所運営に関する講習会の実施、避難所の開設や運営に関する訓練等が実施されていました。

避難所における良好な生活環境の確保等に当たっては、平時から、避難所の開設や運営に関する訓練等を実施し、地域住民、自治会、社会福祉協議会、NPO 等の多様な主体との関係を構築することが重要です。

このため、避難所の開設や運営に関する訓練等の研修を実施していない自治体については、速やかに実施を検討するとともに、既に取組を進めている自治体も含め、災害時において適切な被災者支援ができるよう、PDCA を踏まえた研修内容の改善など日頃からの取組をお願いします。

なお、避難所の開設や運営に関する訓練については、必要人員、役割分担、手順、課題等を把握するために有効であるため、保健・福祉部局・保健所とも連携して、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」（府政防第733号：令和3年6月16日）（※）も参考として実施することが望まれます。

（※） 避難所運営に関する実態調査（令和4年3月）

https://stage.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/eco_system/pdf/dai3kai/siryol.pdf

（※） 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）（府政防第733号：令和3年6月16日）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf

4. 避難行動要支援者の避難支援等について

（1） 個別避難計画について

令和3年5月の災害対策基本法改正において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の作成手順などを明示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改正）内閣府（防災担当））を周知しており、個別避難計画作成の優先度が高い方について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いします。（なお、令和3年度から、作成経費について地方交付税措置が講じられています。）

令和3年度に優良事例を全国的に展開するためのモデル事業を実施したところであり、取組状況は以下の URL に掲載していますので参考にしてください。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

また、都道府県におかれては、市町村の取組を支援いただくようお願いします。

（2） 避難行動要支援者名簿について

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載等された避難行動要支援者を対象として、優先度の高い方から作成することとなります。

避難行動要支援者名簿には、自ら避難することが可能な者も含まれている可能性があるため、必要に応じ、対象者選定の要件の見直しなどをお願いします。一方で、避難行動要支援者名簿に記載等すべき者が記載等されていないことを防ぐため、地域の鍵となる人や団体と連携するようお願いします。

また、避難行動要支援者の同意を得て平時から避難支援等関係者への名簿情報の提供をお願いします。同意が無い者に係る条例の特別の定めについても必要に応じ、検討をお願いします。

5. 災害ケースマネジメントの推進について

被災者一人ひとりの円滑な生活再建を図るためには、個別の状況に応じた支援の取組である、いわゆる「災害ケースマネジメント」が重要であることから、内閣府では、防災基本計画において、令和3年5月に、「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」との記載を追加しました。

これまで、自治体の中には、災害の状況や地域の社会資源の状況等を踏まえ、災害ケースマネジメントを実践してきた地域があるものの、全国的な取組状況は十分に共有されていなかったことから、令和3年度には、この取組が全国的に広がるよう、先進的な事例をまとめた取組事例集を作成・公表し、各自治体に共有したところです。（※）

加えて、令和4年度には、被災経験の有無を問わず、全国の自治体が災害ケースマネジメントを実践できるよう、上記の調査結果等も踏まえ、災害ケースマネジメントの標準的な取組手法をまとめた手引書を作成・公表し、各自治体に共有する予定です。

自治体におかれては、被災者へのきめ細やかな支援がより一層図られるよう、上記の取組事例集も参考にしつつ、平時の段階から関係者との連携・関係構築を進めるとともに、発災時における適切な災害ケースマネジメントの実施に向けて取組の推進をお願いします。

（※）災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月 内閣府（防災担当））

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

6. 被災者台帳の作成について

被災者台帳は、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村において、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約し、作成される台帳であり、被災者の各種情報を共有できるため、5. の災害ケースマネジメントにも活用できます。

災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルール決定などをマニュアル化したり、被災者台帳作成のための研修や被災者台帳を活用した訓練を行うなどの「平時からの準備」が重要です。

市町村においては、実務指針や事務連絡等をご確認のうえ、被災者台帳の作成等が積極的

に行われるよう対応方をお願いします（「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成 26 年 1 月 24 日付け府政防第 60 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）））。

＜「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成 29 年 3 月内閣府）＞

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

7. 円滑なボランティア活動を行うための関係機関の連携・協働について

（１） 関係機関との連携体制の構築について

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしており、こうしたボランティア活動が円滑に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO 等の支援団体が連携・協働して、支援団体間での情報共有や活動調整を行うことが重要です。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアの受入れが被災地域や近隣地域からに限られるなど活動人員に制約のある条件下においては、支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO 等が一層連携・調整して支援活動を行うことが必要となります。

そのため、災害発生時に円滑かつ効果的に被災者支援活動が行えるよう、平時から社会福祉協議会や NPO 等といった地域内の多様な被災者支援団体と顔の見える関係を構築し、災害発生時の情報共有や活動調整について協議する場を持つなど、災害ボランティア活動の環境整備を図るようお願いします。

＜参考＞

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について（令和 2 年 6 月 1 日付け府政防第 1231 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

<https://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>

（２） 災害廃棄物、土砂等の搬出における分担・連携について

災害時に被災家屋からの災害廃棄物、土砂等の円滑かつ迅速な処理のために、災害廃棄物、土砂等の搬出業務を事業者等に委託する場合は、当該事業者等と、あらかじめ災害時の対応に関する協定を締結するなど、平時から地域の実情に応じた委託業者等を確保することが必要です。事業者の選定に当たっては、事業者の所管が複数部局にまたがるため、関係部局と密に情報を共有し連携して進めることが必要です。

また、災害廃棄物、土砂等の撤去にあたっては、効果的、効率的に撤去作業を進めていくことが重要であることから、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会や NPO 等と連携し、作業内容を調査、分担するなどして、効果的に災害廃棄物、土砂等の搬出を行うようお願いします。

<参考>

- ・令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について（周知）（令和2年8月31日付け府政防第1466号内閣府政策統括官（防災担当））

https://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0831_ooame.pdf

- ・災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）（平成31年4月8日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

<https://www.saigaivc.com/app/download/13967481892/%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%E6%96%87%E6%9B%B8.pdf?t=1613549180>

- ・令和3年8月の大雨に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について（令和3年8月19日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r03_suigai/efforts/pdf/r03_suigai_info_210819_01.pdf

8. 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について

大規模災害が発生した場合には、国が自ら、被災都道府県からの具体的な物資要請を待たずに、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品などを調達し被災地に緊急輸送する、いわゆるプッシュ型支援を実施します。

プッシュ型支援の実施の際は、効率的な物資輸送の観点から、都道府県が設置する広域物資輸送拠点への輸送が基本になるため、被災都道府県におかれては、早急な拠点の開設はもとより、物流事業者への拠点運營業務の委託により必要な人員や資機材を確保するなど、迅速な拠点管理体制を確立いただくとともに、同じく物流事業者に輸送業務を委託するなど、管内市町村への物資輸送に必要な輸送体制を早期に確立するようお願いします。

同様に、各市町村においても、迅速に支援物資を避難所等へ輸送する必要があるため、拠点管理体制及び輸送体制の早期確立に努めていただくようお願いします。

また、物資の要請や調達、輸送等に係る各種情報の把握や共有にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用により、一層迅速かつ効率的な実施が可能となるため、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をお願いします。

なお、平時における災害に備えた取組として、各都道府県、各市町村ともに、物流事業者と協定を締結するなど、拠点管理・輸送体制に万全を期すようお願いします。

同じく、平時における災害に備えた「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用については、内閣府としても災害時の最低限の操作に絞った緊急時マニュアルや、操作主体ごとに分かりやすい操作マニュアルの作成、実災害を想定した国主体での操作訓練の実施など、自治体における円滑な導入・運用に向けた支援を実施していますので、都道府県において、災害時の運用を事前に計画やマニュアルに定めた上で管内市町村に周知するなど、システム活用に係る意識の共有を図るとともに、システムを使用した実践的な訓練の定期的実施等により、システム操作の習熟を図っていただくようお願いします。

併せて、災害発生時等の混乱下においても、関係機関と正確かつ迅速に備蓄状況を共有できるように、平時から定期的に備蓄状況を確認のうえ、最新の備蓄状況の登録及び更新に努めていただくようお願いします。

9. 災害救助法の適用等について

(1) 災害救助法第2条第1項等に基づく災害救助法の適用について（災害が発生した段階の適用）

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害が生じた場合には災害救助法の適用が可能となりますので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払っていただくようお願いするとともに、場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府に相談いただくようお願いします。

併せて、避難所の開設についても躊躇なく行っていただくとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いします。

(2) 災害救助法第2条第2項に基づく災害救助法の適用について（災害が発生するおそれ段階の適用）

令和3年5月の災害救助法の改正により、台風や噴火など災害が発生するおそれがある段階において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく国の災害対策本部が設置された場合には、告示された所管区域に該当する都道府県等において、災害救助法の適用が可能となりました。

この場合、事前に広域避難する際などに必要となる避難所の供与や、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送のためのバスの借上げ等の費用について、国庫負担の対象となります。

各都道府県及び救助実施市においては、各市町村の避難の必要性等について把握し、細心の注意を払っていただくとともに、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府にご相談いただくようお願いします。

また、災害のおそれ段階における救助の対象範囲等については、内閣府告示（第二条（避難所の供与）、第十三条（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）及び第十五条（救助事務費））において規定するとともに、「災害救助事務取扱要領」において運用上の留意点等を示していますので、都道府県と各市町村においても、十分に制度を理解し、運用していただくようお願いします。

(3) 災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集などにに基づき運用されていた事例等が見受けられます。今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っていますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用をしていただくようお願いします。

また、応急修理や障害物の除去などについては、救助の必要性・内容の妥当性などを明らかにできるよう、施工前後の写真等、必要な根拠資料についても、準備をしていただくよう市町村に周知をお願いします。

なお、令和4年4月1日付けで「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」が改定され、一般基準額が変更されていますので留意願います。

(4) 被災住宅の応急修理制度の運用について

住宅の応急修理については、各自治体からの運用に係る質問とその回答をホームペー

ジ上に示していますので、参考にしてください。

また、近年、応急修理の完了について長期化していることも踏まえ、令和3年6月、修理完了期間を従前の1月以内から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内）とする制度改正を行いました。

しかしながら、早期の被災者の生活再建のためには、速やかに修理が完了することが必要であるため、地域の工務店団体等の協力も得つつ、早期完了に向けた環境整備を図っていただくようお願いします。

<災害救助法>

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html

※ 「災害救助法の概要」、「災害救助事務取扱要領」及び「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A」等について掲載

(5) 災害ボランティアセンターに係る費用について

令和2年7月豪雨以降、救助を実施する被災自治体が、その実施する救助との調整事務を、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に委託する場合は、その委託事務に係る経費（人件費、旅費）を災害救助法の国庫負担の対象とすることが可能となりました。

このため、平時より、災害ボランティアセンターに係る関係部局や社会福祉協議会等の関係者と、災害時の対応を検討するなど連携を図るとともに、発災時の役割分担を明確にするための協定等の締結や、委託契約書など委託契約に必要な資料等をあらかじめ作成するなど、災害時に必要となるときには速やかに委託契約を締結することができるよう、準備をしていただくようお願いします。

<参考>

令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について

（令和2年8月28日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当））

https://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0828.pdf

10. 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付について

(1) 住家の被害認定調査について

災害に係る住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付については、災害対策基本法第90条の2の規定により、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています。

内閣府では、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当））（以下「基準通知」という。）に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月作成、令和3年3月最終改定）（以下「運用指針」という。）を定めています。また、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」（令和3年5月内閣府（防災担当））において、被害認定調

査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載しています。これらの基準通知、運用指針等を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施していただくようお願いします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることから、被災者から市町村に住家被害等の第2次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう配慮願います。

なお、令和元年に災害救助法に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和2年には、被災者生活再建支援法の改正により中規模半壊世帯の支援対象への追加されたことなどを踏まえ、基準通知の改定が行われていますので留意してください（「災害の被害認定基準について」令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当））。

（2） 被災した住家の写真撮影・保存について

罹災証明書の交付にあたっては、その前提として市町村職員による住家の被害認定調査が実施されることとなりますが、被災者が調査の前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査・判定が困難となるため、あらかじめ、被災者自身が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくことが肝要です。

また、被災した住家の調査・判定にあたっては、根拠資料として、調査員による損傷箇所の写真撮影も重要となります。

これらの点について、「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））において、被災者に対する写真撮影・保存の周知の徹底や調査段階での写真撮影・保存の適切な実施についてお知らせしています。これらも参考としつつ、円滑かつ適正な住家の被害認定調査の実施に努めていただくようお願いします。

（3） 罹災証明書の交付について

内閣府では、市町村が罹災証明書を遅滞なく交付することができるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和4年3月内閣府（防災担当））（以下「手引き」という。）を定めています。本手引きを参考に、住家の被害認定調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努めていただくようお願いします。

罹災証明書の様式については、様式を統一してほしいとの地方公共団体等からの要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当））において、統一様式を提示しています。また、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））において、全国で統一的に運用することが適切である旨を通知しています。これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いします。

なお、統一様式については、被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日公布・施行）による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯への対象拡充を踏まえ、「罹災証

明書の統一様式の改定について」(令和2年12月4日付け府政防第1747号内閣府政策統括官(防災担当))において、被害の程度に中規模半壊を設ける等の見直しを行っています。

さらに、住家の被害認定調査に従事する職員の育成等のための映像資料(令和4年3月改定)を内閣府ホームページに公開しています(下記<災害に係る住家の被害認定>URL中の「(映像資料)住家の被害認定調査の判定方法」)。運用指針や手引き等と併せて確認の上、適切な対応をお願いします。

また、1.(1)①のとおり、内閣府では、令和4年度からJ-LISにおいて「クラウド型被災者支援システム」の運用を開始します。本システムでは、罹災証明書等の電子申請やコンビニ交付にも対応していますので、積極的に活用していただくようお願いします。

(4) 災害発生時の罹災証明書交付業務における実施体制の確保等について

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務において、被害の規模に比して被災市町村の職員のみでは人員が不足すると見込まれる場合には、「応急対策職員派遣制度」(総務省)をはじめとする他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用について検討するとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、貴都道府県から被災市町村に対し必要な支援を行っていただくようお願いします。災害発生後は速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施していただくようお願いします。その実施に当たっては、必要に応じ、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めていただくようお願いします。

なお、本説明会の実施に当たっては、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員(内閣府との協定※に基づく。)を説明者として派遣することも可能ですので、随時相談してください。

※ 「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」(令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)が発生することが懸念されることから、「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月27日付け府政防第950号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))を参考としつつ、罹災証明書交付業務の適切な実施に努めていただくようお願いします。

※ (1)～(4)に関連する被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る資料は、内閣府ホームページ(下記<災害に係る住家の被害認定>URL)に掲載していますので、活用してください。

<災害に係る住家の被害認定>

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

1 1. 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、被災者生活再建支援制度が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行っていただくようお願いいたします。

また、迅速な制度の適用や被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施などにより、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、1.（1）①②③のとおり、マイナポータルの積極的な活用や、マイナンバーを利用した罹災証明情報に係る庁内連携の実施をするなど、各自治体の人員体制や災害の規模も考慮の上、支援金の迅速な支給に努めていただくようお願いいたします。

なお、支援金の支給までの期間については、現行申請から支給まで概ね2半月程度要していますが、被災者のためにはその期間を短縮することが重要であり、支給までの期間を30日程度（各自治体の人員体制や災害の規模に応じてさらに期間を要する場合もある。）に短縮することを目指したいと考えています。電子申請や住民票等の添付を不要とするためマイナンバーを積極的に活用していただき、支援金の迅速な支給に努めていただくようお願いいたします。

加えて、被災者生活再建支援法については、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、支援法と同様の支援を行えば支給した額の5割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、独自支援制度を創設していないその他の都道府県におかれては、被災者の早期の生活再建のためにも、独自支援制度の創設を進めていただくようお願いいたします。

<被災者生活再建支援制度>

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

※ 「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載

1 2. 保険・共済の加入促進について

被災者生活再建支援法は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組ですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、全国知事会等による「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた

適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、令和2年12月に送付しました、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）の別紙3「自然災害における保険・共済の加入促進に向けて」を踏まえ、防災基本計画に基づき、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込み、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる「自助」の取組を促すようお願いします。

＜被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について＞

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204tsuti.pdf>

なお、内閣府ホームページに保険・共済の加入を促進するチラシを掲載しています。これを住民に対して配布する等、普及啓発をお願いします。

＜いざというときに備えて保険・共済に加入しよう（チラシ）＞

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

1 3. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けについて

（1） 災害弔慰金等の支給について

令和元年の災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）の改正において、市町村は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされていますので、適切な対応をお願いします。

平成31年4月に災害関連死の定義を定め周知したところです。その後、令和2年2月に災害弔慰金等負担金交付要綱を改正し、災害関連死の審査状況を把握するために、実績報告の際に災害関連死調査表を提出していただくこととしました。同調査表は災害弔慰金支給の有無にかかわらず提出していただきますので、よろしくお願いします。

＜参考＞

市町村による災害関連死の認定が円滑、適切に行われることを目的として「災害関連死事例集」を令和3年4月に取りまとめ、内閣府ホームページ上に公表いたしました。本事例集には、災害関連死の認定・不認定例、裁判例のほか、市町村における認定基準、審査会等の例も掲載していますので活用してください。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

（2） 災害援護資金の貸付けについて

災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付けの申請は、制度の趣旨に照らし、できるだけ早期に貸付事務を行うことが望ましいことから、災害が発生してから3か月以内に申請の受付を完了するよう努めてください。被災世帯に対し、申請は3か月以内に行う

旨を十分徹底するようお願いします。また、貸付に当たっては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて限度額の範囲内で貸付額を決定することが可能であることに留意願います。

平成30年には貸付利率に係る法改正、平成31年には保証人、延滞利率に係る政令改正、令和元年には償還免除等に係る法改正が行われたところです。一部の市町村では、制度改正の内容が条例に適切に反映されていないようですので、災害発生時の対応に支障を来すことがないように、制度改正の内容を確認の上、条例等に適切に反映いただくようお願いします。住民に対して災害援護資金制度の周知を図るよう、適切な対応をお願いします。

また、自然災害の影響で住宅ローンなどの返済が困難となった者が、債権者との合意に基づき債務整理を行う際のガイドライン「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（H27. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会。新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特例を含む。）における「その他の債権者」には、災害援護資金の貸付主体である市町村も除かれるものではありません。

市町村が当該ガイドラインによる債務整理に応じるか否かは、市町村において個別事案に応じて適切に判断していただくようお願いします。なお、市町村が債務整理に応じた場合、災害弔慰金法に基づく免除要件には該当しないため、国の貸付金は免除できないことを御承知おきください。

14. 被災者生活再建支援制度データベース「マイ制度ナビ」の活用について

大規模災害時には、各省庁や各都道府県等から被災者支援の制度の情報が提供されていますが、多くの制度があることや、順次新たな制度が追加されることから、被災者や地方公共団体の行政機関窓口の職員等（以下「被災者等」という。）が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間・労力を要している状況であると思われます。そのため、被災者等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるような環境の整備が重要であると考えています。

こうした状況に鑑み、被災者等への支援制度の利用促進、生活再建支援の迅速化を図るため、デジタル庁において平時の支援制度に加えて、災害時の生活再建支援制度や災害対応の事例を一元的に集約したデータベース（「マイ制度ナビ」）を整備しましたので、支援制度の検索等において活用ください。また、被災者の方への周知についても協力をお願いします。

<マイ制度ナビ>

<https://myseido-navi.go.jp/>

以 上

<問い合わせ先>

○1について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付 坂崎
TEL：03-3503-2231（直通）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 吉田
TEL：03-3593-2849（直通）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 浅川
TEL：03-3503-9394（直通）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 佐々木
TEL：03-3501-6996（直通）

○2、3について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 伊藤
TEL：03-3501-5191（直通）

○4について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田
TEL：03-3501-5191（直通）

○5について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 和田
TEL：03-3593-2849（直通）

○6について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 吉田
TEL：03-3593-2849（直通）

○7について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 木南、駒井
TEL：03-3502-6984（直通）

○8について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付 村山
TEL：03-3503-2231（直通）

○9について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 阿部
TEL：03-3503-9394（直通）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 木南、駒井
TEL：03-3502-6984（直通）

○10について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 辻野
TEL：03-3503-9394（直通）

○11、12について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 浅川
TEL：03-3503-9394（直通）

○13について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 山根
TEL：03-3503-9394（直通）

○14について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 辻野
TEL：03-3503-9394（直通）
デジタル庁国民向けサービスグループ 福田
TEL：03-6872-6392（直通）